

京都市告示第151号

地方自治法第七十一条第四項の規定に基づき、令和8年5月25日付けで会計管理者から次の出納員に、口座振替又は口座振込の方法により出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事務を委任しました。

令和8年5月29日

京都市長 松井孝治

委任された出納員の職名と出納員が口座により収納する歳入の種類

出納員の職名	口座により収納する歳入の種類
美術館 総務課長	海外企業による大型 MICE 案件の使用料収入等

(会計室)